

令和2年9月定例会 総務委員会（付託）

令和2年9月25日（金）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けらることにいたします。

なお理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

【報告事項】

- ローカル5Gの展開について
- 「『未知への挑戦』とくしま行動計画」及び「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の評価結果の概要（資料1）

板東経営戦略部長

それでは、経営戦略部から、1点御報告申し上げます。

資料はございませんが、ローカル5Gの展開についてでございます。

令和2年3月30日に、県庁万代庁舎と中央テクノスクールの2か所において、ローカル5Gの予備免許を取得し準備を進めておりましたが、この度、無線局の設置工事を終え検査が終了し、昨日9月24日に総務省四国総合通信局から本免許が交付されました。

今後は、早期の本格運用開始に向け機器の調整を進めるとともに、その他の県有施設でもローカル5G環境の整備を進め、関係部局と連携し、遠隔医療やスマート農業など県民の皆様にローカル5Gの効果を実感していただけるよう社会実装の具現化に向け努めてまいります。

経営戦略部からは、以上でございます。

田中監察局長

監察局から、1点御報告させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

「『未知への挑戦』とくしま行動計画」及び「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の評価結果の概要についてでございます。

まず、1、県政運営評価戦略会議についてでございますが、政策推進に係る県民意見の積極的な反映と県民目線からのチェック機能の強化を図るため、当戦略会議を設置しております。

この戦略会議において、県政の運営指針である行動計画及び挙県一致で地方創生を推進するための総合戦略の施策や事業について評価を行ったところでございます。

次に、2、評価方法についてでございます。

（1）評価の対象は、行動計画の主要施策91施策及び総合戦略の具体的な施策14施策としております。

（2）評価の視点といたしまして、行動計画につきましては令和元年度に策定されたことを受けて、その初回評価を実施するとともに、総合戦略につきましては平成27年度から令和元年度までの5年間で計画期間を満了したことから、総括評価として実施いたしました。

2ページをお開きください。

3、行動計画の評価結果についてでございます。

（1）総括として、表－1のとおり、順調とされたものが78施策85.7パーセント、要注視が9施策9.9パーセント、要改善が4施策4.4パーセントとの評価となっております。

3ページから4ページにかけましては、戦略会議で頂きました主な意見提言を五つのターゲットごとに記載をしております。

5ページをお開きください。

4、総合戦略の評価結果についてでございます。

（1）総括として、表－2のとおり、ほぼ達成とされたものが13施策92.9パーセント、概ね良好が1施策7.1パーセント、不十分はなしとの評価を頂きました。

6ページをお開きください。

戦略会議での主な意見、提言を四つの基本目標ごとに記載しております。

次に、7ページを御覧ください。

県民の皆様から、とくしま目安箱に寄せられた意見や提言のうち、戦略会議における審議の結果、優れた意見・提言として採択された9件の概要を取りまとめております。

なお、今回の評価結果につきましては、戦略会議から徳島県総合計画審議会及び地方創生“挙県一致”協議会へ提言いたしまして、各部局において計画や事業の見直し、新たな施策展開などにつなげていくこととしております。

監察局からは、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

以上で、報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

立川委員

最初に、令和元年度決算に係る健全化判断比率の関係について、少しお伺いさせていただきます。

まず、この監査委員の意見書によりますと、健全化判断比率の四つの指標がいずれも早期健全化基準、財政再生基準に該当しないということだったのですが、まずはその概要に

ついて簡単にお伺いしたいと思います。

岡財政課長

立川委員より、令和元年度決算における健全化判断比率の概要について御質問がございました。

健全化判断比率には四つの指標がございます。

まず一つ目、実質公債費比率でございますが、この指標は毎年の地方債の返済に係るもの、またそれに準ずるものを指標化したものでございます。いわゆるフローの指標でございます。令和元年度決算では3か年平均で11.7パーセントとなり、前年度よりも0.4ポイント改善が認められているところでございます。

二つ目が、将来負担比率でございますが、この指標は地方債現在高、今、県が借りている地方債の全体の残高や債務負担行為に基づく支出予定額、将来に支出が予定されている額や退職手当の支給予定額など、将来支払っていく可能性がある負債を指標化しているものでございまして、いわゆるストックの指標でございます。

令和元年度決算では180.6パーセントとなり、前年度よりも3.8ポイント改善しているところでございます。

残りの二つは、実質赤字比率、連結実質赤字比率となっておりますが、全会計において赤字はございませんので該当はないところでございます。

立川委員

今、御説明していただいたところによりますと、実質公債費比率は3か年平均で11.7パーセント、将来負担比率が180.6パーセントとなっておりますが、それぞれ前年度よりも改善されているということなのですが、改善された要因についてお伺いしたいと思います。

岡財政課長

立川委員より、健全化判断比率が改善している原因についてお尋ねがございました。

まず、実質公債費比率につきましては11.7パーセントと前年度よりも0.4ポイント改善しているところでございますが、こちらにつきましては、財政構造改革基本方針に基づき、既存ストックの有効活用や投資的経費の重点化など様々な工夫を凝らしながら、地方債の新規発行を抑制してきたことにより、地方債の元利償還金が約12億円、昨年度より減となったことが大きな要因となっております。

二つ目の将来負担比率については、180.6パーセントとマイナス3.8ポイント改善したところでございますが、こちらも算定式の分子となります地方債の現在高が82億円減、また退職手当の支給見込額が54億円減となったところが大きな改善点でございます。バブルの崩壊以降の積極的な財政出動、公共投資が段々と落ち着き、その地方債現在高が段々と落ち着いてきた影響が一番大きいところでございます。

立川委員

よく分かりました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策でも大胆な財政出動を行っておりまして、財政調整基金の取崩しも行っているところでございますけれども、こうしたことが今後の健全化判断比率にどのような影響を与えていくのかということが少し気になるところでもあります。こうした点も含めて、今後のこの健全化判断比率の見通しについてお伺いしたいと思います。

岡財政課長

立川委員より、今後の健全化判断比率の見込みについて御質問がございました。

まず、御指摘のございました財政調整基金につきましては、6月補正で取崩しを行っているところでございます。この取崩しが健全化判断比率にどういった影響を与えるかというところでございますが、先ほど説明しました指標の中でいわゆるストックのほう、将来負担比率については、計算の上で将来負担の額や地方債を借りている額などから基金の残額を充当可能財源、いわゆる返済に充てられる財源として控除するために、基金が減少すれば将来負担比率の悪化に影響を与えることにはなりますが、今回の場合は13億円程度の取崩しでございますので、将来負担比率上はそこまで大きな影響があるとは考えていないところでございます。

今後の見込みでございますが、実質公債費比率の推移は平成23年度の21.4パーセントをピークに現在8年連続の減少と着実に改善基調となっているところでございます。

また、将来負担比率につきましても、分子となる将来負担額が平成19年度決算時の5,630億円から令和元年度決算では3,606億円と、12年間で2,000億円程度的大幅な減少、改善を達成しているところでございます。

財政健全化に向けた取組を継続していくことによって、今後も改善傾向が続くと見込んでいるところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で本県財政を取り巻く諸情勢は不透明であることから、社会経済情勢の変化に応じた事業の優先順位付け、大規模事業の進度調整と更なる平準化、不要不急と考えられる事業の見直しなど創意工夫を凝らし、課題への対応と財政健全化の両立を図り、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

立川委員

現在、新型コロナウイルス感染症が日本経済に大きな影響を与えておりまして、内閣府からはGDPの伸び率が年率換算でマイナス28.1パーセントという歴史的な落ち込みになるという発表がございました。

こうした影響による国・地方税収の大幅な落ち込みが予想される中で、本県財政を取り巻く財政は予断を許さないというところにあるかと思っておりますので、今後も財政運営に努力をお願い申し上げます。

次に、脱ハンコ！県庁バックオフィスデジタル化加速事業についてお伺いしたいと思います。

この事業の詳しい内容をまず教えてください。

脇田スマート県庁推進課長

脱ハンコ！県庁バックオフィスデジタル化加速事業の事業内容等についての御質問でございます。

この事業につきましては、県庁の事務を支えるバックオフィスシステムの中でも、現状、電子決裁に対応していない会計事務や物品管理事務について、電子決裁によるオンラインで対応できるようシステムの改修を行うものでございます。

具体的な内容としては大きく3点ございまして、まず1点目は電子請求受付システムの構築です。

事業者の方から県への請求書を、電子申請システムを利用しましてオンラインでも受付ができるようにシステムの改修を行うものでございます。事業者の方の請求書の郵送や持参の手間を省いて、利便性の向上に寄与することができるようになります。

2点目としまして、財務会計システムと電子決裁システムの連携です。

支出負担行為兼支出命令書などの財務会計システムを使い作成した書類を電子決裁システムに取り込んで会計関係書類を電子決裁できるようにシステムの改修を行うものでございます。

これらの改修によりまして、請求書の受付から審査、支払まで一連の会計関係の業務がオンライン化され、在宅勤務でも実施可能となり、迅速に事務処理が実施できるようになります。

3点目といたしまして、物品管理システムの再構築です。

物品管理については、現在専用システムで処理をされておりますが、古いもので転記や紙出力、押印を前提としたシステムとなっております。これを財務会計システムと連携したオンライン処理が行えるようにシステムを改修するものでございます。システムの再構築によりまして、書類の転記ミスが減ったり、日付、金額等の項目の自動チェックによりまして職員の作業量自体の軽減が期待されるものでございます。

これらの事業によりまして、これまで紙で処理をしておりましたバックオフィス業務の電子化を進め、テレワークでも可能な業務を拡大し、働き方改革の推進と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

立川委員

今、お話にもありましたけれども、このデジタル化には様々なメリットがあると思っております。このデジタルとくしま推進プランの中の推進項目の中にもデジタル化、ペーパーレス化、業務効率化というのがあるのですが、実際デジタル化していく中で、ペーパーレス化が大きいと思っております。今まで使っていた紙がなくなっていくということで、実際この脱ハンコ！県庁バックオフィスデジタル化加速事業によって、一体どれぐらいの量の紙が削減されるのか教えていただきたいと思っております。

脇田スマート県庁推進課長

この事業により削減される紙がどのぐらいかということでございます。

立川委員がお話しになったように、この事業で会計事務のデジタル化、オンライン化を推進することによってペーパーレス化が図られると考えております。

削減できる用紙の枚数を正確に把握することは少し困難ですけれども、概数で申し上げますと、会計課で保管されている支出関係の書類、そのほかにも各所属で支出関係の起案をしている件数などから推計いたしますと、年間でA4用紙に換算して160万枚程度の紙が削減されるのではないかと考えております。

立川委員

160万枚はすごいですよね。A4の100枚の束一つ持っても重いと思うのですけれども、一体これの何冊分でしょうか。

今も、様々な環境問題が言われております。A4の紙をCO₂換算しますと、環境省の定める係数を掛けて計算しますとA4用紙1枚がCO₂で6.53グラムと、160万枚書類が減るということは、CO₂換算すると年間約10トン減るということになります。

所管が違うのですけれども、徳島県は2050年に実質CO₂の排出量ゼロを目指している中で、2日前にも新聞にもありましたけれども、水素燃料を使った飛行機を開発していくのだということで、交通インフラもCO₂を出さないように努力しておりますし、これは県庁内でできる取組です。年間約10トンといっても、これが10年、20年と続くと徳島県が目指す実質ゼロに大きく寄与してきますし、紙を削減することによって森林の保全にもつながっていくということで、徳島県が目指している実質ゼロの中に森林の吸収量というものも当然ありますので、所管が違ふと思えますけれどもデジタル化というのは環境にもつながっていくのだという認識を皆さんに持っていただいて、これからも進めていっていただきたいとお願いして終わります。

山田委員

私のほうからも数点質問していきたいと思えます。

まず事前委員会でも聞いた新型コロナウイルス感染症の影響を受けた指定管理者への支援についてです。まずその前に県の指定管理者施設と利用料金制をとる施設の数を教えていただけますか。

河原行政改革室長

山田委員から、指定管理施設についての御質問を頂きました。

県内の指定管理施設としては46施設、そのうち利用者からの利用料を運営資金に充当する利用料金制をとっている施設が18施設となります。

山田委員

今、そういうふうな数字をもらいました。

指定管理者制度についてはいろいろな意見を持っているのですが、そのことは別にして、新型コロナウイルス感染症で影響をかなり受けているという声を聞いておりますので、この新型コロナウイルス感染症の影響で利用料金制をとっている施設への支援の実績は、どういうふうな状況になっているのかということについて、端的にお答えください。

河原行政改革室長

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた指定管理施設への対応ということでございます。

利用料金制をとっている施設でありますと、施設の利用申込みを行っている場合、通常、県の施設の場合は利用料を前納していただいたり、利用を中止した場合はキャンセル料ということで頂いておるのですけれども、今回の新型コロナウイルスの感染予防という観点から、2月20日から5月末までの間に利用を中止した利用者に対しては、前納された使用料やキャンセル料については返還する。また利用料金制をとっている施設の場合、本来は指定管理者の収入になるものでございますので、そこについても指定管理者に負担が生じないように県が負担をするという対応をとっております。

山田委員

そうしたら実績額です。要はどういう状況になっているのかと、あわせて指定管理者の利用の減少や利用料金の減少が、当然今後も続くということもあるので、その額と今後の対応について、現時点でどういうふう考えられているのかお答えください。

河原行政改革室長

今、実績についての御質問を頂きました。

キャンセル料の返還につきましては、利用料金制をとっている施設についての集計ということでお答えをさせていただきます。内容確認中の施設もございますので、飽くまでも現時点での見込みということになります。総額で900万円程度になる見込みでございます。

また、今後の影響に対する指定管理者への対応ということで質問を頂いております。

利用料金制をとっている施設の場合、利用者の減少というのがそのまま収入の減少につながりますので、施設の運営にも影響を受けるということになります。

今後の新型コロナウイルスの感染状況や、各施設の利用状況がどうなっていくのかという不確定な部分もありますけれども、今年度全体の収支状況を見極めた上で対応することとしております。

指定管理者といたしまして、このような状況の中で十分な感染対策を行った上で、地方創生にも資する利用者の増加に向けた新たな取組を実施していただき、今年度の収支がマイナスになるというような施設につきましては、公の施設の適正な管理、また施設を利用する住民、県民の方へのサービスに支障が生じないように過去の収支実績また今年度の収支のマイナス額を限度に、対策を講じることとしております。

山田委員

もう1点だけ確認しておきたいのだけれど、先ほど、現時点で900万円というふうな数字を言われました。その中身をもう少し詳しく教えてほしい。それと今後の対応について県のほうからこれらの施設に対して何らかの通知等々の文書を発出したのか。したのなら、いつ頃発出したのかということも含めて御答弁ください。

河原行政改革室長

先ほど申しあげました実績の内訳というところでございます。

すみません、詳細の件数のデータを今持ち合わせていないのですけれども、施設の数としては8施設に対して総額で900万円ということになります。

また、今後の指定管理者への対応についての通知についてですけれども、9月1日付けで、先ほど申しあげました今年度の収支状況を見極めた上で対策を講じると周知をさせていただいているところでございます。

山田委員

今後、この動きについてはまた関心を持って見ていきたいというふうに思います。

次に、昨日も議論したんですけれども、新ホールを県立でという議論です。

この新ホール整備の財源や今後の新型コロナウイルス感染症対策などの財源についても聞いていきたいと思います。

まず、6月定例会の付託委員会で、岡財政課長から財政調整的基金の800億円のうちの600億円程度は満期一括償還に向けたいわゆる将来に備えた積立部分で自由に崩せない。割と自由度が高く使えるのは200億円ということで800億円堅持を放棄するのは難しいと、こういう答弁をされました。

そこで具体的に聞いていきたいのですけれども、財政調整的基金というのは私の理解では財政調整基金と減債基金のルール外分というのが当たるというふうに思うのですけれども、この状況について聞くのと、あわせて、財政調整基金は平成24年度から去年度までは141億円とほぼ同じ水準で来ています。今年は77億円ということになっているのかな。

しかし一方、減債基金のほうは平成24年度109億円から673億円と高く安定しています。減債基金の取崩し計画はあるのかないかも含めて、この原因と先ほど言った財政調整基金と減債基金のルール外分、これは恐らく県の貯金に当たる部分だろう。ルール分というのは正に預り金という、平たく言ったらそういうことになると思うのですけれども、その状況について、本県財政の状況について御答弁ください。

岡財政課長

山田委員より、財政調整的基金の関係で幾つか御質問を頂いているところでございます。

まず、財政調整的基金のうち財政調整基金につきましては、年度間の財源の調整弁としての役割とともに、当初予算編成時の歳入歳出の差額の財源不足を補う役割を有しているところでございます。9月補正後、財政調整基金については78億円が残高となっているところでございます。

また、減債基金については山田委員から御指摘のとおり、その中に内訳がございましていわゆる義務分と山田委員はルール外分と言いましたが任意分というところがございます。義務分につきましては、地方債を借りた場合に返すのに毎年毎年返す場合と10年に1度、満期一括償還といたしまして、満期になった時に10年に1回返すというようなものがございます。例えば100億円を30年で借りたら毎年3.3億円ずつ返すということが義務分というところで、積み立てているところございまして、こちらが9月補正後に557億円の残高となっております。

また、ルール外分、任意分というところがございますが、こちらは減債基金の残高に割とボリュームがありますので、これを積み立てて運用すると運用益等が出ます。この積立ての現在の残高が116億円となっているところがございます。

後段の水準についての御質問でございました。

まず、財政調整基金につきましては140億円程度でずっと推移しているという御指摘がございました。140億円が頭にあるのですが、大体は当初予算の編成の時に50億円程度取崩しを行った上で、例年であれば9月補正で前年度の繰越金が出てきますので、この半分を積み立てるといようなことをしております。そうした結果140億円程度、ここ最近では同程度の水準を残してきているところがございます。

減債基金につきましては、山田委員より昔に比べて残高が多くなっているのではないかという御指摘がございましたが、それも今説明したとおり、満期一括償還に備える分として積み立てているものでございます。昔は満期一括償還というものがございましたが、ここ最近段々と満期一括償還が増えてきておりますので、その関係で残高が多く見えているというところかと思えます。

山田委員

これについても吟味していきたいのですが、比較的自由に使える県の貯金に当たる部分というのは財政調整基金プラス減債基金のルール外分ということになると思うのですが、足してどれぐらいに、200億円ぐらいになるのかな。後で総額も含めて答弁してください。

また、特定目的の基金、例えば二十一世紀創造基金というのも一応建前はあります。県として比較的自由に使えるお金というふうに思うのですが、この状況についてもお伺いしたいと思います。

岡財政課長

山田委員より、2点御質問を頂きました。

まず、財政調整的基金のうち義務分として積み立てていないものということでございますが、9月補正後の残高としましては現在194億円となっているところがございます。

また、特定目的基金の中で二十一世紀創造基金について御指摘がございました。

二十一世紀創造基金は何でも使えるわけではございませんで、21世紀の県政発展の基礎となる施設の整備等に要する経費に充てるものでございます。基本的にはハード整備に対して充当しているものと考えておまして、こちらは9月補正後で128億円の残高があるところがございます。

山田委員

もちろん、私自身も自由に使えると思っていません。しかし、比較的と付けているようにそういう格好で県の裁量で一定使える部分だというふうな認識をしています。そういうお金がある。冒頭にも申し上げました。

これから、昨日も議論した新ホール整備の財源の問題も出てきます。この一部がその対象になるのかという点と、当然、起債などの活用も今後検討されるかもしれませんが、ア

ンテナの高い岡財政課長さんですから一般的なその辺の財政出動についても、ルールは当然御存じだと思うので、その点について御答弁を頂きたいと思います。

岡財政課長

山田委員より、今後の新ホール建設に係る財源の問題について御指摘がございました。

新ホール建設の詳細につきましては、昨日から答弁を差し上げておりますとおり、詳細が詰まっていないところです。どういうふうな事業になるか、総工費も含めてまだ分からないところがございますので、なかなか具体的な答弁というのは難しいところではございますが、一般論として御答弁を差し上げます。

まず、ホールでございますので、一般的に自治体が大規模な公共施設を建設する場合には、地方債の対象となることが多くあると思います。施設の耐用年数に応じて最長30年間で地方債を償還し、受益を受ける将来にわたって負担を分散していくことが可能かと考えられます。

起債についての御質問がございましたが、どうなるか分かりませんが、少なくとも建設費の75パーセントについては、一般単独事業債を充てることができるかと思いますが、こちらについては交付税措置がございませんので、基本的に負担の平準化という意味では起債を行えるという意味にとどまるのかなというところがございます。

ですので起債が充てられない部分についてどういった財源の手当てをしていくかということ、今後また検討していく必要があると考えているところがございます。

山田委員

今、答弁いただいたのも、これも今後の具体的な青写真ができた上で、検討していかなければいけない中身なのですけれども、引き続き注目をしていきたいと思います。

それと、前の総務委員会の時に、新型コロナウイルス感染症対策の危機的状態の下では県民生活を守るために必要な政策は、時には事業担当者の背中を押す気概で取り組んでいかなければいけないと答弁されました。立ち話だったら聞くつもりはなかったのですけれども、文書に残っておりますので。僕も長いこと総務委員をやったり、いろいろしていますけれども、財政課が事業担当者の背中を押すという答弁されているのですが、これは具体的にどういうことを指すのか。また、そのことは今後とも当然引き継がれると思うので、その決意も含めて御答弁ください。

岡財政課長

山田委員より、6月議会における私の答弁についての御質問がございました。

6月補正において、山田委員のほうからはもっと基金であるとか、そういうものを取り崩して積極的に新型コロナウイルス感染症対策をやっていくべきではないのかという御質問を頂いたところがございます。それに対して我々も財政制約ありきで編成をしているわけではないと、緊急事態においてはある意味で事業担当者の背中を押す気概を持ってやっていかなければいけないと答弁したところがございます。

これは予算編成に当たっての姿勢を示したところあり、個別の事業について、どういう事業について財政課がうんぬんという話は差し控えさせていただこうと思いますが、我が

課にはそれぞれ担当部局を持っている主計員がおります。それぞれの主計員に対してそういう気持ちを持って、しっかり担当者の話を聞いてあげてほしいというように言っているところでございます。

付け加えて言うならば、そもそも4月補正を編成し、臨時会を招集しているということはこれまでなかったことかと思えます。6月補正についてはリーマンショック以降、肉付け補正予算以外で過去最高の予算規模となっております。6月補正は更に異例の財政調整基金の取崩しも行っているところでございます。ということで、歴代の財政課の皆様からすれば、なかなか異例と言われるようなこともやっているのかなと思っているのが正直な感想でございます。

山田委員

これも検証しないといけない答弁かなと思いつながら聞いておりましたが、時間の関係があつて、また引き続いて聞いていきたいと思えます。

次の問題です。

米軍機の低空飛行について6月定例会の時に全会一致で意見書を上げました。

米軍機の低空飛行の今年度の状況、目撃日数や市町村別、前年との比較、そして意見書は採択されたのですけれども、県としてその意見書、当然これは我々議会が国に対してということになるのですけれども、県としての対応はどうだったのかということについて答弁ください。

臼杵経営戦略部次長

山田委員より、米軍機の低空飛行に関しての御質問でございます。

まず、市町村ごとの目撃情報と昨年度の比較というところでございます。

9月23日現在となりますが、4月以降で本年は29日の情報が寄せられておるところでございます。昨年度は、過去10年間で最多の目撃情報という年でございましたが、同じ時期と比べますと25日ということになりまして、本年度は昨年度よりも上回る状況であるというところでございます。

また、市町村別の状況でございますが、1日複数回の目撃情報がありますので重複した数字となりますが、那賀町が25日、牟岐町が8日、海陽町が3日、三好市が8日、阿南市が3日、そして美馬市、上勝町、つるぎ町、東みよし町がそれぞれ1日となります。

山田委員からお話ございましたように、さきの6月定例会で意見書を提出いただきまして、私ども担当する課といたしまして本当に有り難い後押しを頂いた気持ちでございます。

今後の対応でございますが、私どもに米軍機の目撃情報が寄せられますと、その都度、外務省あるいは防衛省に対しまして米軍機かどうかの確認を依頼しておるところでございます。

また、米軍機であった場合には低空飛行の中止について米側に強く要請するように働き掛けを行っておるところでございます。引き続きまして、こうした対応をしっかりと行っていきたいと考えております。

山田委員

いろいろ質問したいのですけれども、時間の関係でこれも見ていきたいと思います。

しかし、過去最高になっているという状況については、新たな方法で他県とも連携して、もっと取組を強めないといけないと思います。

最後に1問だけ聞いておきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための条例、これは原課はここではありませんけれども、これについて県民の役割、事業者の役割という要請内容を含んでいるにもかかわらず、パブリックコメントが通常より短い期間に設定されているという状況です。通常1か月という状況よりもはるかに短い。なぜこのようになったのか。

そもそもこの条例については他県も実施しています。恐らく、乗り遅れないようにということで慌てて出してきたのかなというのが透けて見えるのですけれども、もっと早く提出できなかったかという点も含めて、監察局の認識についてお伺いしたいと思います。

溝杭県庁ふれあい室長

山田委員から、パブリックコメントに関して御質問を頂いております。

パブリックコメントにつきましては、県の施策の基本的な指針となる計画等を立案する過程で、その計画の原案の内容や趣旨などをあらかじめ県民の皆様に公表いたしまして、これらについて提出された多様な県民の意見をくみ上げ、施策等に反映させているものでございます。

御質問のありましたパブリックコメントの意見募集の期間につきましては、パブリックコメントの要綱におきまして、募集の周知期間や県民への意見提出期間を考慮いたしまして、30日以上を設定を規定しているものの、やむを得ない理由があるときには30日を下回る期間を設定することができるとされているところでございます。

この度の新型コロナウイルス感染症に関する条例の骨子案のパブリックコメントにつきましては、9月18日から10月2日の15日間ということになっております。これは、新型コロナウイルス感染症に係る県民生活や地域経済への深刻な影響、また今後予想される新たな感染拡大の波に備えた早急な対応の必要性から、やむを得ず当該期間での実施を判断したと担当課からは聞いているところでございます。

なお、パブリックコメントにつきましては、これまでもより多くの意見を募集するため、ホームページの意見投稿フォームの設定によります利便性の向上でありますとか、県庁だよりへの掲載等に取り組んできたところでございます。

今後ともこの制度を通じまして、県の計画等の原案を広く公表いたしまして、幅広く県民の皆様から御意見を頂けるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

もう質問しませんけれども、県民の役割や事業所の役割を要請する内容なのです。それなのに、通常1か月以上パブリックコメントをやるというのを、やむを得ない事情でと。今、やむを得ない事情と聞きましたけれども、到底納得できるような中身とは違うということだけ申し上げておきたい。そして質問を終わります。

高井委員

私も少しだけ質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、板東経営戦略部長から御報告があったローカル5Gの件です。

いよいよ総務省から認可を受けてスタートするというところで、待ちに待ったというか、準備を整えているところだというふうなことでございました。

具体的に接続はいつからできるようになるのか、スケジュール感はどのようでしょうか。

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

ローカル5Gの今後の展開とスケジュール感についての御質問と思います。

ローカル5Gにつきましては、この3月から大手キャリアによる5Gサービスがスタートしましたがけれども、収益が高く見込まれる大都市部からスタートというふうなことで、県内についてもまだ展開という状態には至っていないところでございます。

その中で、地方の課題解決にこそローカル5Gが有効であることから、全国知事会において政策提言を行い、自治体等が自ら5Gシステムを構築できるローカル5Gの制度が創設されたというところでございます。

無線でつながる5Gではございますけれども、基本的にその基盤となっておりますのは光ファイバー網でありまして、全国屈指の光ブロードバンド環境を持つ本県においてこそ、この超高速、超低遅延、多数同時接続という特性を持つ5Gが真価を発揮するものと考えています。

そこで、ローカル5Gにつきましては、地域や産業の個別のニーズに応じて柔軟に5Gシステムを構築できることから、大手キャリアではカバーしづらい地域にも独自に基地局を設置できるということが言えます。また、専用閉域ネットワークであるため高いセキュリティを保った高速な自営回線を確保できるというふうなことが特徴となっております。

そこで、具体的に徳島県の展開でございますけれども、まず産業支援といたしまして、具体的に産業分野では、企業や大学の5G関連技術の研究や製品開発の支援、5Gを体感できる場の設置などに伴って県内企業への5G実装を推進するとともに、5G技術に対応できる人材育成を行うことにより、ものづくり、そして人づくりに生かし、産業の活性化を図ってまいります。この中で、今回話にございました中央テクノスクールと工業技術センターへの設置でもってこれらの事業を行ってまいります予定でございます。

また、防災への対応といたしまして、ローカル5Gによって台風の際にも輻輳のない環境が提供されます。つまり、通常であれば、災害等台風等の場合に非常にネットワークが込み合うというふうな現象が起きますけれども、ローカル5Gの専用回線はそういったことが起きませんので、河川監視カメラによる高精細な動画像をリアルタイム配信する。それもインターネットだけではなくCATV網にも配信するというサービスも行えて、上流域の状況はどうかというふうなところの把握が容易になります。これにつきましては、今年度、まず海部川それから那賀川を想定して現在計画を進めております。

それと、高精細な4Kのリアルタイム伝送による遠隔診断など5Gを活用した遠隔診断、遠隔診療が可能になります。2月に株式会社NTTドコモにより実証実験を行っておりますが、これを常態的に固定回線として広い帯域の高速線を配置することによって、今

後、更に地域間の医療支援体制を充実させまして、住んでいる地域にかかわらず質の高い医療が提供されるようにしていこうというふうなことです。これにつきまして、今年度、現在進んでいる計画としましては、県立中央病院と県立海部病院に設置しまして、高速回線の利便性を実際に具現化させていこうと考えております。

農林水産分野におきましては、農林水産総合技術支援センターに基地局を設置いたします。

これらの今回、二つの例で基地局免許を頂きましたけれども、残りの分につきましては、免許制度が12月に始まります4.7ギガヘルツ、それ以上の周波数帯になりますので、これらの計画については現在進めておりますけれども、実際の免許取得は12月の申請以降となりますので、今年度後半でのスタートになると考えています。

高井委員

全般的なお話も意義も含めていろいろと答弁いただきました。

今年度後半というか12月になれば、今日御報告のあった免許を受けた2か所へ5Gが接続できるスマートフォンを持って行けば、接続できる状態になるということでしょうか。

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

具体的に5Gの基地局が設置された場合に、一般のスマートフォンで接続できるかどうかという御質問だったと思います。

この点につきましては、ローカル5Gということで本来閉ざされたネットワークでございます。例えば県庁LANの一部として使った場合は、当然県の機関の中のネットワークですから内部からしか利用できない、一般のスマートフォンは接続できないということになります。今回設置しました中央テクノスクールや農林水産総合技術支援センターは、当然、県民若しくは事業者の方に開かれた講習会や講演会などを開催することがございます。こういった所には、基本的に提供するSIMを使っていただく必要がありますけれども、一般の県民の方が参加して、実際にそこで体感していただくということは十分可能になるかと思っております。

その時期につきましては、今回、免許取得いたしまして、それから回線への接続といった調整がございますので、10月後半若しくは11月あたりに何らかの事業というか、こけら落としを行えると思っております。

高井委員

それがお聞きしたかったのです。5Gにはすごく未来がある、希望があるという感じがするのですが、まだ、何が起こるのだろうか、どんなに便利なのだろうか、我々の生活の中にぴんと来ていないところがあります。やはり理解していただく、体感していただくということをスタートするためにも、今言ったような行けば使える仕組みがあり、便利になっていく、やはり広く展開して理解していってもらうためにも、いろいろなことを仕掛けていっていただきたいと思っております。順調にそこが進んでいくように、また期待をしております。いろいろな準備を、引き続きよろしくお願いをしたいと思っております。

では、予定していた質問に入ります。

先般、新聞報道にありましたが、就職氷河期世代、正に我々、浪越委員長も入っていましたか、バブル崩壊後の就職氷河期世代の皆様へ向けての支援ということで、県職員として採用をするということです。これは6月定例会で御報告があり、スタートしていただきました。全国でもそういうニュースが話題になっていまして、ちょうど新型コロナウイルス感染症による内定取消しの方の会計年度任用職員への採用の話など、経営戦略部として様々な人を育てる、人の活用に向けて取り組んでいただいていると思います。

そこで、この採用についてスケジュール感とともに、現状の応募状況など教えていただければと思います。

岡島人事課長

ただいま、就職氷河期世代を対象とした採用試験等の御質問を頂いたところでございます。

就職氷河期世代については、期間はいろいろとあるところですが、高井委員なども入っていらっしゃるような、一般に言われている世代の方ということでございます。

この世代につきましては、雇用環境が非常に厳しい状況にあり、希望する就職ができていないということで、現在も不本意ながら不安定な職に就いておられる、あるいはそもそも職に就いておられない状態である、そういう課題を抱える方がたくさんいらっしゃるということでございます。

そうした中で、国において、昨年6月に取りまとめられました就職氷河期世代支援プログラムがございます。こちらについては、今年度から3年間の集中取組というようなことで、就職氷河期世代の方の正規雇用を30万人増やすという目標を掲げているところでございます。本県も平成30年度から、別途、社会人枠として採用をさせていただいております。こちらともかぶるところはあるのですが、そちらと合わせて同世代の受皿を担っていきたいと考えております。

受験対象については、社会人枠が県外の職歴がある方ということで、少し限定的にやっっているところでございます。今回の就職氷河期世代の受験資格については、もう少し広げさせていただくということで、県内企業で非正規で働いている方も応募対象とさせていただいているところでございます。

折しも、新型コロナウイルス感染症ということで、雇止めなどの問題も高井委員の御指摘のとおりでございます。そういった現状も踏まえまして、適切にこの機会を捉えまして、良い職員を採用していくというふうに考えているところでございます。

なお、スケジュールにつきましては、9月27日、この日曜日でございますけれども、第1次試験がございます。10月下旬以降に第2次試験、11月下旬以降に第3次試験、12月中旬に最終合格発表というような形で行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

高井委員

具体的に、応募できる年齢が多分何年から何年までと決まっていると思うのです。恐らく昭和45年から10年間だったとは思いますが、団塊ジュニアと言われる我々の世代は人口

の山の大きな世代でありまして就職も受験も大変厳しかった。しかも、私はバブルがはじけて2年目の就職だったので、大変厳しい状況だったことは正にお話のとおりです。

行政の仕事も多様化している中で、いろいろなスキルを持った方、そして人生100年時代と言われる中で長く働いてほしいというニーズもありますし、県にとっても、様々なスキルや能力や経験がある方を適切に採用できれば、非常に大きなメリットがあると思いますので、良い政策であろうと思います。

そして、今スケジュールを教えていただきましたが、ちなみに第1次試験の応募者数などが分かれば教えていただけますか。

岡島人事課長

応募状況でございます。

人事委員会のほうで実施しておりますので、そちらからの情報ということです。就職氷河期枠は、全体の申込みが179名ということでございます。採用予定が行政が3名、総合土木が2名、建築が1名の計6名ということでございますので、平均競争倍率で申し上げますと29.8倍となっております。

高井委員

お聞きのとおり、すごい倍率というか、それだけニーズがあるというか、希望者がいるということです。179名の応募はかなり多いのではないかと思います。

こうした中で6名という厳選された方しか受からないわけではありますが、競争の激しい中で勝ち上がってくる方々は、すばらしい能力を持った方だと思いますし、良い方が採用されますように期待したいと思います。

これだけニーズがあるということは、また次年度や先々長い目で見て、いろいろな人事の採用の形に組み込んでいくのが必要ではないかと考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

岡島人事課長

もちろん、社会経験があるということで即戦力という期待もあろうかと思います。

そして、今、一応3,000人体制でやっているところでございますので、貴重な戦力として、まずは育てていくというふうなことになろうかと思います。

そういった中で、年齢を経て入ってこられる方もいらっしゃるところでございますので、このあたりの方に上手に昇任や昇格などをうまく組み込んでいくというようなことも出てくるかと思えます。もちろん、いろいろな経験をお持ちの方がたくさんいらっしゃいますので、その経験に応じた人事配置なども当然考えていくことになろうかと思いますし、今回、総合土木でも2名、建築でも1名ということで、通常の大卒程度で採用しづらい職種なども応募いただいているところでございます。そういった技術職等を中心に、我々としても戦力になって活躍していただけるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

高井委員

市町村によっては、新人の採用年齢の上限を高く、40代、45歳ぐらいまで上げたりしている地域もありまして、人材不足の中で様々な工夫をしておられます。

県の場合は、新卒採用の年齢は区切ったまま、また別途、就職氷河期世代にターゲットを絞った採用というのをこれからも続けていくのかどうか、いろいろと長い目で見て考えていただきたい。今回だけの措置になるのか、先々ずっと毎年そういう枠を作っていくのか、いろいろな検討が必要だと思います。人材難の中で地方創生といいますか、有力な社会人を地域に呼び戻すと、徳島県外におられる方が戻ってくる一つのやり方としても意義があるのではないかと感じます。

そこで、先般報告があった新型コロナウイルス感染症による内定取消者の会計年度任用職員制度については、今の応募状況はいかがでしょうか。

岡島人事課長

先般、4月補正でお認めいただきました採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員制度の採用の御質問と思います。

当初は20名程度ということで採用枠を設けてさせていただきました。お認めいただいた5月以降、県のホームページはもとより、ハローワークやとくしまジョブステーションあるいはすだちくんハローワークなどと連携をとりながら、そちらにも募集案内を配布し、広く募集を行っているところでございます。

現在の応募状況等でございます。全部で7名の応募があり、そのうち6名が受験されました。1名は、御都合で御辞退されたのですけれども、6名受験されまして採用を6名という形で行ったところでございます。なお、1名の方は再就職が決まったということでございますので、今後の予定としては10月1日からの採用になるので、現在は5名程度の任用が行われているところでございます。

高井委員

新型コロナウイルス感染症による内定取消者は、先ほどの就職氷河期世代の話とはまたちょっと別で、本来ならば内定し希望した所に行けるはずだった方が、新型コロナウイルス感染症のせいで取消しになったという方に対して、非常的に会計年度任用職員として県に興味があれば仕事をしてもらうという一つの受皿として、こういう制度を設けてくださったということでもあります。やはり自分の行きたい仕事が見つかって、次の就職をきちんとするなり、またどこかに決まるということに対しては、それはそれでいいことだと思います。20名の幅がある中で6名ということなので、逆にあふれるぐらい多かったら大変だなと、つらいところだったのですが、内定取消者がたくさんいたということではないのであれば良かったかなというふうに思います。

ただ、経済状況は全般的に大変厳しく、まだまだ来年の採用に向けては、非常に多くの企業がこれから絞っていくのではないかと思いますし、バブル崩壊後の我々の就職危機と同じぐらい、来年の就職は学生さんや社会人にとって厳しい状況が続くのではないかと思いますので、県内全体の雇用も含め底上げに、是非御尽力を頂きたいと思います。

長池委員

冒頭でローカル5Gの話が出まして、また今しがた高井委員からもローカル5Gの質問がありましたので、私も付け加えて少し確認したいことがございます。

ローカル5Gということで、イメージとしては先ほど答弁もあったように閉ざされたネットワークであるということですので、県庁など先ほど出ていた所での通信に使うというイメージだと思います。

基本的には、一般の方が5Gの端末を持って県庁に来たらすぐ使えるというものではないのかなという気がしております。県が先んじて、これを必要な所に自分たちで設置していく事業なのだろうというふうに思っております。

これは、アンテナを立てたり機器を買ったりしないといけないのでしょうか、費用がたくさん掛かるようなものなのですか。それともちょっとしたWi-Fiルーターのようなものを買ってきて接続したらできるようなものなのですか。事業として費用がすごく掛かるようなものなのですか。

これから先の展開の意味も含めて確認しておきたいのですが、どうでしょうか。

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

ローカル5Gの機器に対する事業費といいますか、アンテナ等を立てる費用がどのぐらい掛かるかという御質問だったと思います。

実際のところ、ローカル5Gは始まって間もない機器でございますので、確かに製品がそんなに多くは出ておりません。一般のスマートフォンなどであれば、SIMというものを差して通信していると思います。それによって、NTTドコモにつながるとか、auにつながる、ソフトバンクにつながるというふうなことで、場合によったらSIMフリーという機種があって、それを自由に差し替えたらどこにでもつながるというふうな機器が出ていると思うのですが、今回計画しておりますローカル5Gにおきましても、やはりSIMの認証というのをを行います。これは通常の4Gや5Gの規格と同じでございますので、この認証する機器というのを今回県で代表して1機、設置します。

費用につきましては、正確な額は出ないのですが、数千万円程度の金額が掛かる場所ではございますけれども、飽くまでもみんなで使う共有の機器でございますので、アンテナを立てる所の基地局や無線機といったものの集合体につきましては、キャリアのものでとかなりな金額、つまり億単位でお金が掛かるわけですが、ローカル5Gの機器につきましては現状では高い組合せで2,000万程度と言われております。

また、機器の中でもより複雑な構成が要らない機器というのが、今後出てきまして、そういったものと約200万円からというふうな話が出ております。

既に28ギガヘルツの機器は付けておるのですが、この先、免許が解禁になります4.7ギガヘルツのほうの機器につきましては、新しい規格の機器を中心に考えていきたいと思っております。

長池委員

分かったような、分からないようなところです。

県民にとっては機器が幾らするとかルーターが幾らするということは身近なことですが、多分、報道される中で誤解や勘違いがあったりするのかなと思って丁寧に聞こうと

思ったのですが。

私自身にも知識がないので丁寧に聞きようがない中で結論から言いますと、県庁やそういう所で始まる。全国的に余り5Gが進んでないような印象を受けます。東京においても限られたスポット的な所です。先ほどスマートフォンで、NTTドコモのホームページで5Gができるエリアを調べたら、全国の一覧表が載っていました。徳島県は徳島駅の改札口の周り和田宮のドコモショップだけしか載っていませんでした。そこでしか5Gが使えないということでございました。大都市部ではNTTドコモであれば、各主要駅とか交差点であったり、スタジアムであったりいろいろな所で少しずつ使えるエリアを増やしている。昔そういう経験がありました。携帯電話が使える所の地図がありまして、徳島市では使えるけれど、まだ勝浦では使えませんみたいな、そんな時代とちょっとリンクしました。

何が言いたいのかといいますと、徳島県は、先ほどの答弁にもあったように光ブロードバンドということで、全国的にもネットワーク網が充実しておる。その優位性を武器にサテライトオフィスなどの誘致を優位に進めてきた過去があります。

また、そういう意味で今後、5Gというものが広まれば広まるほど、使える所と使えない所の地図ができますので、徳島県は優位でない戦略的に厳しいのかなというふうな危惧をしております。ですので、県庁も使えますけれども、神山町でも使えますということが今後必要になってくるのではないかと。だから、県が設置するとかNTTドコモのような民間のキャリアが設置するとか手法はいろいろあると思うのですがけれども、言いたいことは遅れてはならないと、少なくとも他県より遅れてはならないということと、逆に言えばそれを今後は一つの戦略として進めていくことです。

どうしてお金のことを聞いたかということ、民間がローカル5Gをどんどん導入していくと思うのです。工場とか既にしているところもあると思うのですがけれども、そういうものに支援できるのではないかと。さらには、県が初めて申請したということですが、そういうものに前向きに取り組んでおる市町村に支援できるのではないかなという提案でございます。

とにかく今からでも広げていって、他県からの優位性を保つことが過去の徳島県の戦略から、非常にしなければいけないことかなというふうに思っております。

そういう展開について何か経営戦略部として考えというか、方針があるのでありますからお聞かせいただきたいというふうに思っております。

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

今後の市町村、企業等への展開についてどういう考え方かという御質問を頂いたと思います。

企業への展開につきましては、商工労働観光部のほうで支援メニュー等々を用意しておりますけれども、金銭的な支援だけではなく、実際に接続に関する支援、例えば市町村への展開として光ファイバー網をローカル5Gとして使えるようにするための準備など、そういったものは我々のほうで進めてまいります。その上で、全県で少なくとも希望すればローカル5Gにつなげられるという状況を作っていきたいと思っております。

今年度、基本的な県内の光ファイバー網を作って、それから具体的な展開をしていくと

いう段取りで行ってまいります。よろしくお願いいたします。

長池委員

スマートフォンで見たら、中国などは北京に4万か所基地があるとか、何百万人もの利用者がおるとかいう数字が挙がっておりました。世界的に見ると日本は随分遅れているというような報道も聞きました。多分、この5Gへの流れは止まることがないと思います。日本がスローペースなだけです。そうなってくると、何年か先の世の中の状況を考えたら、今やっておくべきこと、これからやらなければいけないこととこのを見据えなければいけないと思います。

先ほど、産業支援や防災医療、農林水産というふうな具体的な事例も挙げていただきましたが、さらには、文化の森などの文化面であったり、今度新しくできるホール、これは多分その頃にはできていると思うのですが、そういった部分や観光など他県より先んじてそういうものに、県がどんどんチャレンジしてそれに企業が付いてくる、それによって広がっていくというような、それぐらいの意気込みでやっていい県だと思います。それは、これまでずっと全国でも有数の光ネットワーク網を有しておるということを武器に戦ってきたわけですから、やっていい県というか、やらなければいけない県だと思います。

知事も全国知事会の会長でございますし、それこそ徳島県をモデルにという感じでいろいろな施策を打って広げていただけたら、徳島県民もうちの県だけは使えるよと言える状況になったらうれしいと思っておりますので、是非進めていただきたいと思います。

浪越委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま扶川議員から発言の申出がございました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

扶川議員

公文書管理条例について、前年度から議論しておりますのでお尋ねをしたいのです。

その前段で少し意見を申し上げたいのですけれど、知事や市町村長というのは特別職の公務員です。政治家としての政治活動は自由でございますが、首長同士が県民の知らないところで政治家同士の話し合いをするということはよくあります。それは悪いことではないと思うのです。

ただ、それが実際に行政の場で具体化される段になると、そこからは完全にオープンにならなければいけない。あるいは、公式の話し合いをする場合は公務ですから、公務として扱わなければいけない。

心配されるのは政治家同士が裏で密談をして、住民の知らないところで方針を決めて、後でそれを部下に命じて実行させる場合に、そこに政治的な意図というものが反映されて

行政にゆがみが生じるということが起こりうることです。

ところが、県民の利益に反することが含まれていても、職員は事実上、人事を握られていますからなかなか怖くてものが言えない事情があると思います。公益通報制度で身分保障をきちんとしながら通報するといっても、事実上余り通報はありません。黙って従ってしまう。

そのような場合に、誰がそれを検証して住民の利益を守っていくべきなのか。まずは、私たち議会だと思えます。ただ、その議会が十分仕事ができない場合は、住民が直接それを正していかなければいけない。

それができるとすれば、意思形成過程について完全な記録が存在して、住民が検証するために情報公開によって入手できる仕組みがなければいけません。意思形成過程というのは事後検証するというのはいくらも大切なことであって、検証の大前提になるのは厳密な文書主義であり、その保管だと思えます。それがきちんとなされていくことが公文書管理条例を作る意味、命だと思うのですが、その意義付けについて、まず御見解をお聞きしたいと思えます。

高瀬法制文書課長

公文書管理条例についての御質問を頂いたところでございます。

意思形成過程ということで、文書の作成について、こういった状況で、こういったものを作成するかという部分になろうかと思えます。

現行の制度におきましては、県の公文書管理規則によりまして、意思決定に当たりましては原則として文書を作成して行わなければならないとされております。現状におきましては、事務事業ごとにそれぞれ内容、進め方が異なりますので一律に基準は示せませんので、状況を熟知する担当の各部局において必要性を判断しているという状況でございます。

公文書管理条例につきましては、現在、庁内横断的な検討組織としまして、徳島県公文書管理条例、仮称ですけれども、こちらの検討会議と、その下部組織としまして、二つの部会、現行の公文書と歴史公文書、歴史公文書と申しますのは保存期間が満了しまして歴史的文化的価値があるとして文書館に移管される文書になりますけれども、そういった二つの文書につきまして部会を設けまして、4月以降各部会におきまして検討を進めている状況でございます。

今、御質問がありました文書の作成に関する部分につきましても、部会で条例の構成内容等を検討する中で、併せて検討を進めているところでございます。

扶川議員

条例自体を作る過程について知りたいということで事前に資料請求をいたしました。議事録があれば出してほしい、資料があったら欲しいと言いましたが頂けませんでした。どうしてですか。

高瀬法制文書課長

公文書管理条例については、今申し上げましたように、現在部会で検討を進めている状

況でございます。現在、正に検討を進めている最中でございます。内容的にはまだまだ流動的なところがございます。今後、内容が検討に合わせてどんどんと変わっていく部分もあろうかと思っております。そういった段階でございますので公開等をいたしますと混乱等を招くおそれもございます。

ただ、外部からの意見等、そういったものの重要性については十分認識しておりますので、現状のような途中経過の段階ではなく事務局のほうで一通り案がまとまった段階で、パブリックコメント等様々な外部からの御意見を頂く手段について検討したいと考えております。

扶川議員

山田委員からも質問がありました。

私も今回の新型コロナウイルス感染症を巡る条例制定については、余りにも短期間に進めようとしていることに疑問を感じます。

パブリックコメントを半月ほどやって、それだけで住民の意見を聞いたから十分だというのはアリバイづくりです。その意思形成の途中を公開してそこに住民が参加して、あるいは住民の目線で点検していただいて磨いていくことこそ大事なのです。総務委員会に所属していた前年度、大阪を視察し、意思形成過程について文書を保存し公開していくという仕組みを作るべきだということを申し上げてきました。全くそういう取組になっていない。せつかく住民が行政を点検する有力な武器になるかもしれない公文書管理条例を作るのに、その条例を作る過程すら公開しない。これではこれからどんな条例案が出てくるのか思いやられます。

私は改めて、こういうものはきちんと公開してほしいということを求めたいと思います。今の意思形成過程は公開できないなんていうことを、そのまま条例にも反映しますと言っているような答弁です。それじゃ駄目です。そこは強く意見を申し上げておきたいと思います。

例えば、先ほど申し上げたけれども、今回の新ホールに係る問題でも、知事さんと市長さんが事前の水面下で一定の話合いをして、県立ホールにするのだということが出てきたのではないかとということがさんざん言われております。

お尋ねしますけれど、秘書課として、知事さんと内藤市長さんはどこで何回会われたのか。公務であるとするならば明らかにできるはずですが、分かっていたら教えてください。

佐藤経営戦略部次長

新ホール建設に係る知事と市長との面会が何回行われたかという御質問でございます。

9月11日に市長が県庁のほうにお見えになりまして、知事と面会されたと記憶しておりますので、その1回というふうに認識をしております。

扶川議員

それくらいしか御存じないのかも分かりませんが、公務として会われていたのはいついつなんだ、何を目的として会ったのかいうことは県民に公表すべきです。会っていないなら会っていないという答えを頂きたい。今、分からないのだったら、後で教えていただけ

ますか。

佐藤経営戦略部次長

9月11日の1回であるというふうに認識しております。

扶川議員

公務としては1回だけしか会っていない。

その時の記録は報道されておりますから、これは隠れているものはないわけですね。

それ以外にプライベートでも政治家同士として会っているかどうかは、県として把握する仕組みになっていないわけですね。それも確認したいのですが教えてください。

佐藤経営戦略部次長

知事のプライベートの部分につきましては、私のほうでは承知しておりません。

扶川議員

分かりました。しかしこれは政治家として、どういう手順を踏んで意思形成をしてきたかということで重要な問題ですので、知事さんに、例えば文書質問などで直接聞いてみたいと思います。

県民の参加を形だけにせず、実質的な参加ができる仕組みを作っていくことが、行政のゆがみを正す一番大切なポイントです。

私たち県議会議員が請求をしても、条例制定に係る意思形成過程の途中経過について説明いただけないなんていうのはおかしいですよ。

例えば、私は今年の2月26日の総務委員会でこういうことを公文書管理条例に盛り込むべきだということを申し上げました。

1点目は、県民の知る権利を保障するものだと、公文書は県民の共通の財産だということを盛り込んでください。

2点目は、組織体制を強化して、公文書管理について外部の弁護士などに関与していただいて、独立した権限を持つ管理組織を整備していただきたい。

3点目は、個人の資料やメモについても公文書として扱えないのであれば、きちんと公文書として残すような仕組みを作っていただきたい。具体的には知事の公務の日程調整の文書などをきちんと残してください。文書主義をそういう点で貫いてください。

4点目は、県の意思決定が合理的に後付けされるように、会議録などは外部との打合せを含めて最大限記録して保存してください。庁議などです。そういうものきちんと残してください。

5点目は、電子化することを原則にして、かさばりませんので保存期間を長くして、場合によったら永久保存にしてください。

最後に、公文書管理条例案は当然パブリックコメントを是非していただきたいということを申し上げました。

私が申し上げた意見について具体的に議論されているか、されていないか教えてください。

高瀬法制文書課長

公文書管理条例の検討状況についての御質問でございます。

県民の知る権利といいますか、理念的な部分につきましては、恐らくは条例第1条の目的規定の中に置かれることになろうかと思えます。この部分につきましても、現在、各部会のほうで検討を行っているところでございます。

チェック機関等につきましては、現状の公文書管理は関係規程に基づきまして適切に行われていると考えております。こうした取組を更に一歩進めるため、条例の制定に取り組んでいるところでございます。

条例の制定後は、統一的な運用を図りまして円滑に推進していく必要があると考えておりまして、そのためのガイドライン等の作成、あるいはチェックの在り方等の取扱いにつきましては、国や既に条例を制定しております他県の取組も参考としながら必要に応じて検討をしていきたいと考えております。

文書主義に関しましては、先ほど少しお話がありましたように、公文書の作成に関する部分かと思えます。こういった部分につきましても、部会のほうで法律あるいは他県の条例を参考にしながら必要な公文書の作成について検討しているところでございます。

電子化あるいはそれによる保存期間の長期化ということでございます。

現行では、公文書は本県では紙での作成・保存というのが現実には主となっております。

国におきましては、新しい国立公文書館の開設予定時期であります令和8年度をめどに、公文書の電子的管理への移行を目指すという方針が示されております。電子文書には保存スペースの縮小、検索の機能など、当然利点もございますので当課としましてはこういった国の動向を注視していきたいと考えております。

保存期間につきましては、現在の公文書管理規則におきまして、事案の重要性等を踏まえまして30年、10年、5年、3年、1年、1年未満と規定しております。また、保存期間を満了した文書を当然に廃棄するのではなく、満了した都度、その必要性を確認しまして、引き続き保存が必要なものについては保存期間を延長して対応する。また、廃棄する場合でも歴史的文化的価値があるものについては文書館に移管するというところで、適切な対応が現状においてもとられているものと考えております。

電子化の観点も含めまして、国、他県の動向も参考にしながら必要に応じて検討をしてまいりたいと考えております。

最後、パブリックコメントについては先ほども少し触れましたけれども、県民目線、外部からの視点に立った御意見というのは重要であると当然考えております。今後の検討状況も踏まえながら、事務局なりの案としてまとまりました段階で、そういった意見を頂く機会というのでも検討していきたいと考えております。

浪越委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第8号，議案第21号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

午食のため、休憩いたします。（12時04分）